

東戸塚学童クラブ

入所のしおり

2014 年度版

特定非営利活動法人 教育支援協会

目 次

1 クラブ運営概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 1-1 所在地

 1-2 連絡先

 1-3 運営主体

 1-4 運営趣旨

 1-5 参加対象児童

 1-6 開所日と開所時間について

 1-7 利用料について

 1-8 利用料等の支払いについて

2 入所にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 2-1 学童までの送迎について

 2-2 入退室メールについて

 2-3 学童との連絡について

 2-4 入所時に用意するもの

 2-5 参加時の持ち物について

 2-6 新一年生の受け入れについて

 (1) 開始時期

 (2) 慣らし保育について

3 緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 3-1 ケガや病気の時

 3-2 風水害の場合

 3-3 保険について

4 提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

 4-1 入会時

 4-2 退会時

 4-3 その他

5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6



1 クラブ運営概要

1-1 所在地 〒244-0804 横浜市戸塚区前田町 505-8 グリーンショッピングセンター内

1-2 連絡先 TEL&FAX 045-821-4869 e-mail : ht-gakudo@yccas.org

1-3 運営主体 特定非営利活動法人 教育支援協会
〒232-0024 横浜市南区浦舟町 3 - 46 浦舟複合福祉施設 9階 フリースペースみなみ内
TEL : 045-243-6840 FAX : 045-243-6841
E-mail : super-kanagawa@xqg.biglobe.ne.jp

1-4 運営趣旨

放課後児童クラブは、「横浜市放課後児童健全育成事業」として、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の健全な育成を行うことを目的とする事業です。当学童は、特定非営利活動法人(NPO)教育支援協会が横浜市より平成23年度から受託し運営を行っています。

NPO教育支援協会では、子どもたちの自主性や社会性をはぐくむために放課後の「自由な遊びと学び」を提供するアフタースクール活動を全国的に展開しております。横浜においては横浜コミュニティクラブアフタースクール(略称:YCCAS)として、子どもたちの自発性と社会性の育成のための様々な遊びと学び体験の場を提供しております。

特に東戸塚学童クラブでは、地域の方々や近隣施設等の協力を得て、子どもたちの育ちを重視し、保護者への支援も行い、保護者とともに運営をしていきます。

1-5 参加対象児童

- ◆ 横浜市在住の小学校1年生から6年生まで
- ◆ 学童クラブに通ってこることが可能な児童(主に川上小学校、川上北小学校、品濃小学校、名瀬小学校、秋葉小学校、柏尾小、東品濃小学校等に通う児童)

※ 放課後児童クラブは、横浜市放課後児童健全育成事業の補助実施要綱の規定により補助金が支給されます。対象児童となるのはその児童または保護者が以下の要件を満たす児童となります。定員がオーバーした場合は対象児童を優先する場合がありますので、ご了承ください。

横浜市内に在住し、かつ、小学校に就学している1年生から3年生までの児童であって(ただし障害のある児童については、6年生までが対象)、保護者の要件が下記のいずれかに該当。

- (1) 労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯(日曜日・国民の祝祭日を除く学校休業日においては、当該時間帯に相当する時間帯)に、家庭にいない日が1週間(日曜日を除く)のうち3日以上あり、かつ、その状態が6ヶ月以上継続すると見込まれること。
- (2) 健康上等の理由により、昼間家庭にいても当該児童の健全育成ができる環境にない状態が6ヶ月以上継続すると見込まれること。
- (3) 特別な事由がある児童

1-6 開所日と開所時間について

次に掲げる日を除き毎日開所します。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

曜日等	早朝開所	標準開所時間	延長開所
月曜日から金曜日		下校時間から18時まで	20時まで
土曜日	7時半から	8時半から18時まで	20時まで
学校長期休業日	7時半から	8時半から18時まで	20時まで

- ※ 警報等が発令された学校が休校になる場合は閉所することがあります。
- ※ 朝8時半以前の受け入れを希望される方はお申し出ください。（別途料金はかかりません）

1-7 利用料について

【基本利用料】 利用時間による月額基本料金の区分

- ① 18時まで利用 23,000円
- ② 19時まで利用 25,000円
- ③ 20時まで利用 27,000円



- ※ 市民税所得割非課税世帯に対して児童一人につき月額2,500円の減額制度があります。
- ※ 兄弟で参加する場合は、第2子以降は月額基本利用料を3,000円割り引きます。
- ※ 利用時間の変更に伴う区分変更は所定の「利用区分変更申請書」（様式G-3）を前月10日までに提出してください。それ以降の提出になりますと、区分変更が翌月からとなります。
- ※ 月途中の入会／退会については、利用料の日割り計算による減額は行いません。

【施設費】 15,000円（初年度のみ）

【おやつ代】 1,250円（月額）（参加日数による返却はありません）

【延長利用料】 800円／1日（午後8時まで）

- ※ 申請されている月額基本料金の利用区分の時間を延長した場合には、延長利用料がかかります。料金は翌月の基本利用料と合わせて引き落としとなります。
- ※ 時間延長を希望される場合は、「延長利用申込書」（様式G-4）をご記入していただきます。あらかじめ延長が分かっている場合は事前にお知らせください。また、急にお迎えが間に合わない場合も必ず学童までご連絡ください。

【行事費】 実費

- ※ 外出にかかる交通費や入館料、イベントやプログラム参加費等、行事にかかる費用については実費を徴収いたします。

1-8 利用料の支払いについて

- ◆ お申し込みになりました利用区分の月額の基本利用料は、あらかじめ登録をしていただいたゆうちょ銀行口座からの振替となりますので、ゆうちょ銀行の口座をご準備していただき、入会時にお配りする郵便局の「自動払込利用申込書」を提出してください。手続きが間に合わない場合は振込みをお願いすることがありますので、ご了承ください。その場合、振込手数料は保護者負担となります。
- ◆ 月額の基本利用料とおやつ代は翌月分を前月 25 日に振替させていただきます。(4 月 25 日に 5 月分の利用料が振替となります。)
- ◆ 一時利用料と行事やプログラム等への参加費は、発生月の翌月 25 日に次月基本利用料等と合算して振替させていただきます。

2 入所にあたって

2-1 学童までの送迎について

- ◆ 学童までの行き帰りは保護者の責任となります。運営スタッフによる送り迎えは原則としてできませんので、ご了承ください。
- ◆ それぞれの小学校から学童までは、できる限り、同じ学校・同じ学年で集団登所をお願いします。
- ◆ 帰宅方法や帰宅時間は申込時にお知らせください。変更がある場合は帰宅時間になる前にご連絡ください。
- ◆ 18 時（11 月から 2 月は 17 時半）以降の帰宅は、保護者または代理人の方にお迎えをお願いします。保護者以外の方がお迎えに来られる場合はあらかじめご連絡ください。

2-2 入退室メールについて

- ◆ お子様の入退室の際にご希望のアドレスにメールを送る「入退室メール」の配信をいたします。ご希望の方は配信を希望するアドレス（複数可）から学童（ht-gakudo@yccas.org）までメールお申し込みください。
- ◆ 登録するアドレスは複数でも結構です。料金は基本月額利用料に含まれます。



2-3 学童との連絡について

- ◆ 学童との連絡については、メール・電話・ファックス等をお願いします。日々の連絡につきましては、連絡帳をご準備いたします。
- ◆ 連絡帳は毎日ご確認ください。
- ◆ 欠席する場合は必ずあらかじめご連絡ください。

2-4 入所時に用意するもの

- (1) 歯ブラシ・・・食事やおやつのあとに歯磨きをします。
- (2) 着替え一式

※ 持ち物にはすべて記名をお願いします。

2-5 参加時の持ち物について

- (1) ティッシュとタオル・・・学童ではタオルは用意しておりません。
- (2) 弁当と飲み物・・・給食のない日と学校休業日
- (3) 連絡帳（入所時に配布）・・・連絡事項がなくても必ず持参させてください。指導員からの連絡がありましたら、確認のサインをお願いします。

2-6 新一年生の受け入れについて

(1) 開始時期

- ◆ 新一年生は4月1日から受け入れです。

(2) 「慣らし保育」について

- ◆ 4月1日・2日の二日間は「慣らし保育」期間となります。お弁当持ちで8時半から13時までの参加となります。昼食後にお迎えに来てください。
- ◆ お迎えが無理な場合や13時以降の利用希望については、個別にご相談させていただきますので、ご連絡をお願いします。



3 緊急時の対応について

3-1 ケガや病気の時

- ◆ スタッフは子どもたちが安全に活動できるように細心の注意をはらいますが、万が一事故が発生した場合は、スタッフが必要な応急処置を行うと同時に、保護者へ連絡をして対応をご相談いたします。放課後の子どもたちの自由な活動を優先させたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。
- ◆ 保護者と連絡が取れない場合でも緊急と判断した時は救急車を呼ぶ、または、スタッフが医療機関に連れて行きます。

3-2 緊急時対応について

- ◆ 詳細については「緊急時対応マニュアル」をご覧ください。
- ◆ 災害時の連絡には伝言ダイヤルを利用いたします。

3-3 保険について

- ◆ 学童児童全員がスポーツ安全保険に加入します。学童の活動中と学童への往復中の事故に対して見舞金が出払われます。保険料は基本利用料に含まれています。（詳細は「スポーツ安全保険のあらまし」）

4 提出書類について

4-1 入会時

- ① 様式 G-1 放課後児童クラブ入会申込書（裏面 児童カード）※入会申込み時に提出
- ② 自動払込利用申込書（郵便局の書類）

4-2 退会時

- ⑥ 様式 G-2 退会届出書
- ◆ 退会する月の前月 10 日までに連絡をし「退会届出書」（様式 G-2）を提出してください。
書類の提出をもって手続き完了となります。実費徴収がある場合は翌月 25 日に振替させていただきますので、口座の解約は翌々月以降にお願いします。

4-3 その他

- ⑦ 様式 G-3 利用区分変更申請書
- ◆ 区分変更は前月の 10 日までに提出してください。
- ⑧ 様式 G-4 延長利用申込書

5 その他

- ◆ 長期休業中のみ参加については、以前に入会されていた方を優先とし、その時の状況に応じ検討させていただきます。



東戸塚学童クラブ

〒244-0804 横浜市戸塚区前田町508-8

グリーンショッピングセンター内

TEL&FAX : 045-821-4869

E-mail : ht-gakudo@yccas.org

運営法人：特定非営利活動法人 教育支援協会 横浜本部

〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設9階

フリースペースみなみ内

TEL : 045-243-6840 FAX : 045-243-6841

E-mail : super-kanagawa@xqg.biglobe.ne.jp